

社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

平成 18 年 2 月 28 日健指第 1538 号制定
平成 19 年 3 月 31 日健指第 1467 号改正
平成 20 年 1 月 15 日健指第 6366 号改正
平成 20 年 11 月 20 日健指第 1985 号改正
平成 21 年 12 月 9 日健指第 1929 号改正
平成 22 年 6 月 4 日健指第 483 号改正
平成 23 年 9 月 8 日健指第 1292 号改正
平成 24 年 9 月 20 日健指第 1494 号改正
平成 25 年 8 月 7 日健指第 1052 号改正
平成 27 年 1 月 21 日健指第 2066 号改正
平成 27 年 11 月 27 日健指第 1733 号改正
平成 28 年 9 月 30 日健指第 1414 号改正
平成 29 年 1 月 31 日健指第 2095 号改正
平成 29 年 9 月 22 日健指第 1487 号改正
平成 30 年 7 月 23 日健指第 1148 号改正
平成 31 年 3 月 13 日健指第 3193 号改正
令和元年 12 月 27 日健指第 2630 号改正
令和 2 年 12 月 18 日健指第 2296 号改正
令和 3 年 9 月 17 日健指第 1669 号改正
令和 4 年 9 月 22 日健指第 1776 号改正
令和 4 年 10 月 26 日健指第 1991 号改正
令和 6 年 2 月 16 日健指第 3289 号改正
令和 7 年 1 月 8 日健指第 2994 号改正

第 1 通則

社会福祉施設等施設整備費補助金については、予算の範囲内において、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和 37 年千葉県条例第 34 号）、千葉県補助金等交付規則（昭和 32 年千葉県規則第 53 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき交付する。

第 2 社会福祉施設等施設整備費補助金 （交付目的）

- 1 社会福祉施設等施設整備費補助金（以下第2において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人又は営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

- 2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類又は小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
（1）生活保護法第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
（2）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に基づく授産施設（（1）による授産施設を除く。）	社会事業授産施設		
（3）障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第11項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(4) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護（以下「居宅介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所（以下「居宅介護事業所」という。） 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所		
(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）	身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設
(6) 障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホーム	福祉ホーム		
(7) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に	応急仮設施設		

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
基づく応急仮設施設			
(8) 社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号に基づく無料低額宿泊所	無料低額宿泊所		
(9) 生活保護法第 30 条に規定する日常生活支援住居施設	日常生活支援住居施設		
(1 0) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 5 2 号）第 9 条第 6 項に基づく困難な問題を抱える女性を一時保護する一時保護所、同法第 1 2 条に基づく困難な問題を抱える女性を収容保護するための女性自立支援施設	一時保護所 女性自立支援施設		
(1 1) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、知事が特に整備の必要を認めるもの（以下「その他の施設」という。）	その他の施設		

3 第 2 において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(1) 第 2 の 2 の表第 1 号、第 2 号、第 9 号及び第 1 1 号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第 7 号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（令和2年6月25日改正）及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」（平成31年2月7日改正）により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」（令和2年5月29日改正）により整備すること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

（２）第２の２の表第３号及び第５号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第７号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。

整備区分	整備内容
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等	既存施設等について平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（令和 2 年 6 月 25 日改正）及び平成 28 年 11 月 18 日社援発 1118 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」（平成 31 年 2 月 7 日改正）により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」（令和 2 年 5 月 29 日改正）により整備すること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005005 号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005010 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 （第 5 号に掲げる施設の整備を除く。）	平成 25 年 2 月 26 日障発 0226 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

（３）第 2 の 2 の表第 4 号に掲げる施設並びに同号の施設に係る第 7 号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等	既存施設等について平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（令和 2 年 6 月 25 日改正）及び平成 28 年 11 月 18 日社援発 1118 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」（平成 31 年 2 月 7 日改正）により整備をすること。
応急仮設施設整備	平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005010 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 （居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。）	平成 25 年 2 月 26 日障発 0226 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」（平成 29 年 6 月 22 日改正）により避難スペース整備をすること。

（４）第 2 の 2 の表第 6 号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について平成 28 年 11 月 18 日社援発 1118 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」（平成 31 年 2 月 7 日改正）により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」（令和 2 年 5 月 29 日改正）により整備をすること。

（５）第 2 の 2 の表第 8 号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設等について平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（令和 2 年 6 月 25 日改正）及び令和元年 6 月 27 日社援発 0520 第 4 号厚生労働省社会・援護局長

	通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備をすること。
--	--

(6) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（令和2年6月25日改正）により整備をすること。 耐震化等整備事業のうち、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」（令和2年5月29日改正）により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。

整備区分	整備内容
防犯対策強化に係る整備	平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。

(交付の対象)

4 整備費補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 別表1の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。

ただし、次の施設整備事業については交付の対象としないものとする。

ア 社会福祉法人等が千葉市内に設置する施設の整備事業

イ 社会福祉法人等が船橋市内及び柏市内に設置する施設の整備事業

(2) 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人又は営利法人、法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であつて、法令上の義務を履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

（ア） 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

（イ） 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（ウ） 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契

約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（対象外費用等）

5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- （１）土地の買収又は整地に要する費用
- （２）職員の宿舎に要する費用
- （３）その他施設整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 2－1、別表 2－2、別表 2－3 又は別表 2－4 の第 3 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 別表 1 の①欄に定める施設の種類ごとに、別表 2－1、別表 2－2、別表 2－3 又は別表 2－4 の第 1 欄に定める種目ごとの第 2 欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額に別表 1 の④欄に定める補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額とを、比較して少ない方の額の施設の種類の額の範囲内の額を交付額とする。

エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の（ア）から（エ）のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

- （ア）地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額
- （イ）地域交流スペースに係る対象経費の実支出額
- （ウ）地域交流スペースに係る基準額

- a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。） 30, 500千円（初度設備相当を併せて整備する場合は32, 130千円）
- b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第127号）第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合42, 580千円（初度設備相当を併せて整備する場合は44, 210千円）
- c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。） 41, 400千円（初度設備相当を併せて整備する場合は45, 830千円）
- d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第127号）第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、58, 760千円（初度設備相当を併せて整備する場合は63, 190千円）

（エ）地域交流スペースに係る都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助額

（2） （1）以外の事業については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 別表2-5又は別表2-6及び別表4の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表1の④欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

（3） 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。

ア 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合

（1）のウ中「別表1の④欄に定める補助率」とあるのは「（3）の表の③欄に定める補助率」と読み替えて適用する。

イ ア以外の施設の場合

（2）のイ中「別表1の④欄に定める補助率」とあるのは「（3）の表の③欄に定める補助率」と読み替えて適用する。

①区分	②対象施設の種類	③補助率
ア 地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・ 救護施設 ・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	5 / 6
イ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設を整備する場合	・ 女性相談支援センター一時保護所 ・ 女性自立支援施設	5 / 6

（申請）

- 7 社会福祉法人等が規則第 3 条の規定により整備費補助金の交付を申請しようとするときは、知事が定める期日までに社会福祉施設等施設整備費補助金交付申請書（別記第 1 号様式）正副 2 部を知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

- 8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
- （1）事業に要する経費の配分を変更する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - （2）事業の内容のうち、次のものを変更するときは、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員

(3) 事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納入させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額 0 円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第 8 号様式）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、社会福祉法人等が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

(8) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(10) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(11) この補助金と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(12) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反し

て使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (13) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用が増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (14) (1) から (13) により付した条件に違反したときは、この補助金等の全部又は一部を取り消すことがある。

(承認申請)

- 9 8の規定により、承認又は指示を受けようとするときは、内容及び理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

- 10 社会福祉法人等が工事を着手したときは、社会福祉施設等施設整備費補助金による施設工事着工報告書（別記第6号様式）により工事を着工した日から1週間以内に、また、工事進捗状況については、社会福祉施設等施設整備費補助金による施設の工事進捗状況報告（別記第7号様式）により、毎年度12月末現在の状況を翌月の10日までに各1部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 11 社会福祉法人等が規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに社会福祉施設等施設整備費補助金実績報告書（別記第2号様式）正副2部を知事に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、社会福祉施設等施設整備費補助金年度終了報告書（別記第3号様式）をこの補助金等の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の4月15日までに1部を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

- 12 社会福祉法人等が規則第 15 条の規定により整備費補助金の交付を請求しようとするときは、社会福祉施設等施設整備費補助金交付請求書（別記第 4 号様式）1 部を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

- 13 社会福祉法人等が規則第 16 条の規定により整備費補助金の概算払を受けようとするときは、社会福祉施設等施設整備費補助金概算払請求書（別記第 5 号様式）1 部を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 14 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により 6、7、10 及び 11 に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(暴力団密接関係者)

- 16 規則第 17 条第 1 項第 3 号の知事が定める者は、第 2 の 4（2）イ又はウに該当する者（補助事業を行う者が法人その他団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他団体）とする。

附則

この要綱は、平成 18 年 2 月 28 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
なお、社会福祉施設等施設整備及び設備整備費補助（負担）金交付要綱（平成 4 年 3 月 1 日付け厚第 816 号）は廃止する。
ただし、平成 16 年度からの継続事業については、従前の例による。

附則

この要綱は、平成 19 年 3 月 1 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 20 年 1 月 15 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 20 年 11 月 20 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 21 年 12 月 9 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 22 年 6 月 4 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 23 年 9 月 8 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 24 年 9 月 20 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 25 年 8 月 7 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 27 年 1 月 21 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 27 年 11 月 27 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 28 年 9 月 30 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 29 年 1 月 31 日から施行し、平成 28 年 10 月 11 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 29 年 9 月 22 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 30 年 7 月 23 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 31 年 3 月 13 日から施行し、平成 31 年 2 月 7 日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 2 年 12 月 18 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 9 月 17 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 4 年 9 月 22 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 4 年 10 月 26 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 6 年 2 月 16 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 7 年 1 月 8 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。